十五条の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第百六十五条の八第二項、第百六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六　合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六　合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書　十六の二　次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であって、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。）イ　認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）その行政庁　ロ　保険契約管理業者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。）その行政庁　ハ　移行法人（令第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。）金融庁長官　ニ　移行法人（ハに掲げる者を除く。）その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）」と、同項第二十一号中「法第百六十七条第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項」と、同条第三項中「法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第二十二条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の見出し中「特定保険業者であった保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「特定保険業者」とあるのは「移行法人」と、「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定に基づき、改正法附則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。）附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」と、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」とする。

3　旧平成十七年改正法附則第八条第二項に規定する保険会社については、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「改正法」とあるのは、「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）」とする。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）及び保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、認可特定保険業者等に関する命令を次のように定める。

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

認可特定保険業者等に関する命令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　特定保険業の認可（第二条―第十五条）
第三章　旧特定保険業者の保険契約の包括移転（第十六条―第二十一条）
第四章　業務、経理及び監督等（第二十二条―第六十八条）
第五章　保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託
第一節　保険契約の包括移転（第六十九条―第七十四条）
第二節　事業の譲渡又は譲受け（第七十五条）
第三節　業務及び財産の管理の委託（第七十六条―第七十八条）
第六章　解散、合併及び清算
第一節　解散（第七十九条・第八十条）
第二節　合併（第八十一条―第八十九条）
第三節　清算（第九十条―第九十三条）
第七章　保険募集（第九十四条―第九十六条）
第八章　雑則（第九十七条―第百六条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この命令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」又は「少額短期保険業者」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等又は少額短期保険業者をいう。

2　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定保険業　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。

二　認可特定保険業者　改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。

三　子会社　改正法附則第四条第五項に規定する子会社をいう。

四　保険募集　改正法附則第四条の二に規定する保険募集をいう。